

令和4年2月10日 美郷町農業委員会会議録

令和4年2月10日午後2時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
3番	高橋秀行	11番	中野龍太郎
4番	佐々木竜孝	12番	佐藤久
5番	奥山秀治	13番	木村とも子
6番	佐々木定廣	14番	高橋正和
7番	深田秋彦	15番	深沢靖
8番	細井千代文	17番	高橋正尚

本会委員出席者 14名

2. 欠席委員は次のとおり

2番	加藤堅之助
9番	井関一良
16番	鈴木敏夫

欠席者 3名

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午後2時38分本委員会の閉会を告げた。

令和4年2月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年2月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時
4. 閉 会 午後2時38分
5. 議事録署名委員 6番 佐々木 定 廣
7番 深 田 秋 彦

- 議 長 それでは、ただ今から令和4年第2回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、6番、佐々木委員、7番、深田委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第4号について事務局より説明願います。
- 上席主査 【 議案第4号、申請番号5番から11番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号5番、千畑地区の田19筆、14,404.90㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。後継者への部分贈与で、対価はありません。
申請番号6番、仙南地区の田3筆、4,757㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は渡人の子の妻です。後継者への部分贈与で、対価はありません。
申請番号7番、仙南地区の田48筆、畑1筆、計138,184.95㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。後継者への生前一括贈与で、対価はありません。
続きまして使用貸借権です。
申請番号8番、千畑地区の田5筆、1,895㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人は新規就農者で、渡人から農地を借りて耕作します。期間は10年間です。
申請番号9番、千畑地区の田16筆、11,902㎡、渡人は〇〇〇さん、

受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。後継者への経営移譲です。期間は10年間です。

申請番号10番、仙南地区の田2筆、1,971㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。一時転用で土採取した場所で、経営移譲年金受給のために再び契約する必要があるためです。期間は10年間です。

続きまして賃貸借権です。

申請番号11番、仙南地区の田3筆、26,564㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もいないため、近隣で耕作している受人が耕作するものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号5番から11番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第4号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号5番から11番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 4番委員 申請番号7番についてお聞きします。後継者への生前一括贈与となっておりますが、経営面積が46町歩ということで、かなりの面積を受託していると思います。借入していて生前一括贈与というのは法的に可能なのでしょうか。年金もらうための贈与なのか、経営しているのに贈与が出来るのかどうかということの確認です。
- 上席主査 あくまで所有している分の所有権移転ということで、借りている分の農地の経営譲渡はないです。
- 4番委員 それは法的に経営譲渡する必要はないということでしょうか。
- 上席主査 はい。
- 4番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号5番から11番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号5番から11番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第4号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第5号について事務局より説明願います。
- 上席主査 【 議案第5号、申請番号10番から22番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。

申請番号10番、仙南地区の田3筆、2, 593㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人はこれまで当該地を賃貸借契約しておりましたが、渡人が農地を手放したく、受人が購入するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は2月28日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号11番、仙南地区の田7筆、13, 215㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。12月総会において公社特例事業で〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売買した案件です。即売りタイプのため今回受入へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は4月21日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号12番、六郷地区の田12筆、畑1筆、計11, 678㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。渡人が離農するため、公社特例事業で渡人から農業公社を経由して受け手へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は4月21日を予定しております。

申請番号13番、六郷地区の田6筆、13, 155㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。こちらも渡人が離農するため、公社特例事業で渡人から農業公社を経由して受け手へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は4月21日を予定しております。

申請番号14番、仙南地区の田4筆、10, 456㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は、後継者が会社勤めで農業に関心が薄く、徐々に農地を減らしていくため売買となりました。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は2月28日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号15番、六郷地区の田1筆、504㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は申請番号12番の〇〇〇さんの姉で、この農地も一緒に売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は2月28日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

続きまして貸借権設定です。

申請番号16番、仙南地区の田4筆、9, 494㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号17番、仙南地区の田3筆、9, 708㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号18番、仙南地区の田3筆、18, 474㎡、渡人は〇〇〇さん、

受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は7年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号19番、仙南地区の田2筆、4,718㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号20番、千畑地区の田1筆、56㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は3年11か月間です。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号21番、六郷地区の田9筆、8,453㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。トラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥と糶摺りは委託しております。

申請番号22番、仙南地区の田2筆、2,673㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号10番から22番までの13件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第5号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 これより審議を行います。それでは、本人案件がありますので、申請番号10番から19番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号10番から19番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号10番から19番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号20番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時17分

- 議 長 それでは、申請番号20番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号20番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号20番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時18分

- 議 長 それでは、申請番号21番、22番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号21番、22番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号21番、22番については原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第5号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に日程第4、議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第6号について事務局より説明願います。

- 上席主査 【 議案第6号、申請番号4番から64番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権設定です。期間については、申請番号10番が令和4年2月16日から令和9年2月28日までの5年1か月間、申請番号19番、20番が令和4年2月16日から令和19年2月28日までの15年1か月間です。それ以外については令和4年2月16日から令和14年2月29日までの10年1か月間です。地域集積協力金の関係から今回の期間となっております。

申請番号4番、仙南地区の田15筆、23,745.67㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号5番、仙南地区の田10筆、6,410.96㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号6番、仙南地区の田5筆、7,233㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号7番、仙南地区の田11筆、12,072㎡、出し手は○○○さんです。総額○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号8番、仙南地区の田5筆、15,458㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号9番、仙南地区の田3筆、11,596㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号10番、仙南地区の田1筆、1,490㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号11番、仙南地区の田4筆、9,149㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号12番、仙南地区の田3筆、3,967㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号13番、仙南地区の田4筆、9,726㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号14番、仙南地区の田1筆、3,059㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号15番、仙南地区の田1筆、6,812㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号16番、千畑地区の田3筆、5,985㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号17番、千畑地区の田1筆、2,032㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号18番、千畑地区の田1筆、1,881㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号19番、千畑地区の田13筆、34,830.24㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号20番、千畑地区の田1筆、1,774㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号21番、千畑地区の田5筆、6,556㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号22番、千畑地区の田10筆、畑1筆、六郷地区の田52筆、畑3筆、計104,825.49㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号23番、六郷地区の田1筆、3,096㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号24番、六郷地区の田3筆、1,658㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号25番、六郷地区の田4筆、3,414㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号26番、六郷地区の田8筆、19,320㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号27番、六郷地区の田1筆、980㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号28番、六郷地区の田8筆、16,826㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号29番から63番までの受け手は、〇〇〇さんです。賃貸借料は、申請番号41番が総額〇〇〇円、申請番号42番が総額〇〇〇円、申請番号46番が総額〇〇〇円、それ以外については10aあたり〇〇〇円です。

申請番号29番、六郷地区の田1筆、仙南地区の田5筆、計8,135㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号30番、仙南地区の田1筆、1,080㎡、出し手は〇〇〇さんです。

す。

申請番号31番、六郷地区の田1筆、仙南地区の田1筆、計3,078㎡、
出し手は〇〇〇さんです

申請番号32番、六郷地区の田2筆、4,761㎡、出し手は〇〇〇さん
です

申請番号33番、六郷地区の田2筆、280㎡、出し手は〇〇〇さんです

申請番号34番、仙南地区の田9筆、15,271㎡、出し手は〇〇〇さん
です

申請番号35番、仙南地区の田2筆、4,050㎡、出し手は〇〇〇さん
です

申請番号36番、六郷地区の田1筆、仙南地区の田8筆、計12,407㎡、
出し手は〇〇〇さんです

申請番号37番、六郷地区の田1筆、仙南地区の田7筆、計18,639㎡、
出し手は〇〇〇さんです

申請番号38番、六郷地区の田4筆、仙南地区の田11筆、計36,259
㎡、出し手は〇〇〇さんです

申請番号39番、六郷地区の田1筆、3,150㎡、出し手は〇〇〇さん
です。

申請番号40番、仙南地区の田5筆、16,356㎡、出し手は〇〇〇さん
です

申請番号41番、六郷地区の田2筆、仙南地区の田5筆、畑1筆、計23,
111㎡、出し手は〇〇〇さんです

申請番号42番、六郷地区の田7筆、仙南地区の田11筆、計54,660
㎡、出し手は〇〇〇さんです

申請番号43番、六郷地区の田4筆、仙南地区の田6筆、計24,203㎡、
出し手は〇〇〇さんです

申請番号44番、六郷地区の田2筆、5,299㎡、出し手は〇〇〇さん
です

申請番号45番、六郷地区の田7筆、21,740㎡、出し手は〇〇〇さん
です。

申請番号46番、六郷地区の田5筆、畑2筆、仙南地区の田1筆、計22,
401㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号47番、仙南地区の田5筆、20,255㎡、出し手は〇〇〇さん
です。

申請番号48番、六郷地区の田5筆、仙南地区の田1筆、計5,258.8
1㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号49番、六郷地区の田1筆、仙南地区の田4筆、計5,644㎡、
出し手は〇〇〇さんです。

申請番号50番、六郷地区の田3筆、仙南地区の田5筆、計21,410㎡、
出し手は〇〇〇さんです。

申請番号51番、仙南地区の田2筆、2,011㎡、出し手は〇〇〇さん
です

す。

申請番号52番、仙南地区の田5筆、19,761㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号53番、仙南地区の田7筆、26,517㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号54番、六郷地区の田4筆、仙南地区の田1筆、計18,430㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号55番、仙南地区の田1筆、3,403㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号56番、仙南地区の田5筆、19,831㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号57番、仙南地区の田6筆、22,035㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号58番、六郷地区の田5筆、仙南地区の田2筆、23,456㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号59番、六郷地区の田2筆、3,960㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号60番、六郷地区の田5筆、4,202㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号61番、六郷地区の田1筆、1,437㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号62番、仙南地区の田5筆、17,414㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号63番、六郷地区の田1筆、116㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号64番、六郷地区の田1筆、4,505㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号4番から64番までの61件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第6号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。それでは、申請番号4番から64番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号4番から64番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号4番から64番までについては、原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第6号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和4年第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時38分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年2月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 定 廣

議事録署名委員 深 田 秋 彦